北杜情審答申第１号
平成２４年１０月２２日

北杜市長　白　倉　政　司　様

北杜市情報公開・個人情報保護審査会
会　　長　　小　池　　光　夫

北杜市情報公開条例第１５条の規定に基づく諮問について（答申）

平成２４年８月２８日付け北杜管財第４４５－１号他３件で諮問された北杜市情報公開条例に基づく一部開示決定に係る異議申立について、次のとおり答申します。

北杜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第１号)

平成２４年１０月２２日

北杜管財第１９１－２号一部非開示決定通知書他３件に対する異議申し立ての件

１　異議申立の対象とされた情報

北杜市公有財産の売却について　合併した平成１６年１１月１日から平成２３年度分までの開示された公有財産に係る随意契約書その他開示された文書のうち、非開示決定された対象土地の所在地、売却先の住所、個人の氏名、住所、印影、売却地が特定できる部分

２　審査会の結論

北杜市長（以下「実施機関」という。）がなした土地売買契約書、土地明細書、起案文書等（以下、「公有財産売買契約書等」という。）の「公文書中の個人に関する部分」及び「公文書中の法人に関する部分」について一部非開示とした決定は妥当である。

３　異議申立の経緯

（１）　平成２４年５月３１日、異議申立人は、公有財産売買契約書等について北杜市情報公開条例（平成１６年北杜市条例第１２号。以下「条例」という。）第４条第１項の規定に基づき実施機関に対し、公文書の開示請求を行った。

（２）　同年６月１４日、実施機関は、北杜市における公有財産については、財産用途により管理している所管課が複数あり、その財産の処分に関しても管理している所管課において行っているため、請求に係る公文書の特定や、取りまとめに相当な時間が必要となることから、条例第１０条第２項の規定に基づき開示決定等期間延長通知を送付した。

（３）　同年６月２８日、実施機関は、公有財産売買契約書等中の取得者の氏名、住所、印影はもとより、売却地の所在地を全て明らかにすることは、不動産登記簿によって取得者の情報が全て判明してしまい、個人の生活及び財産が侵害されるおそれ及び法人の事業所得又は事業用資産の情報が公となり、法人の利益を害するおそれがあることから、個人の権利利益の保護及び法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を保護するため、売却地の住所、取得者の氏名、住所、印影の部分等について一部非開示とし、条例第９条第１項の規定に基づき一部非開示決定通知（以下「本件一部非開示決定」という。）を送付した。

（４）　同年８月２０日、異議申立人は、上記決定に不服があるとして、行政不服審査法に基づき、実施機関へ異議申立書を提出した。このことに伴い、当審査会は、同年８月２８日付けで実施機関から条例第１５条の規定に基づく諮問を受けた。

４　両者の主張

（１）　異議申立人は、異議申立書において、次のように主張している。

ア　実施機関は、「①公文書中の個人に関する部分」について「公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため」開示しないとする。上記理由付けは、当該情報が条例第５条第２号で規定する、２号前段の個人識別情報にするのか、後段の個人識別情報ではないが「なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」というのか、そのどちらに該当するのかが区別されておらず混同されており、およそ不開示の理由をたり得ていない。

イ　事業を営む個人の当該事業に関する情報であればこのような理由では、非開示とできないのに、その点も検討されていない。

ウ　随意契約によって所有権が移転される不動産とその取得者の住所、氏名は、法令に基づいて作成される不動産登記簿において公開されるから、条例第５条２号アにより公開されなければならない。

エ　実施機関は、「②公文書中の法人に関する部分」（及び事業を営む個人の当該事業に関する情報）について、「公にすることにより、当該法人の権利利益を害するおそれがあるため」開示しないと主張する。しかし条例第５条３号は、「公にすることにより、当該法人…の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」ことを非開示の理由とするものであって、これは上記の個人情報について、個人情報そのものを保護する法制下において、個人識別情報や、個人識別情報でなくても「個人の権利利益を害するおそれ」がある場合に非開示として保護しようとするものとは異なり、法人については一般的に法人の情報を保護する法制度はなく、非開示として保護されるのは、法人の正当な利益を害されるおそれがある場合、さらに保護される権利も、競争上の地位も、正当なものでなければならないと解されている。上記決定はこの点について初歩的な誤解をし、法人の場合と個人の場合を同視し理由にならない理由を掲げて非開示としているから、取り消さなければならない。本件における情報は、法人（事業を営む個人）が随意契約で取得する不動産の所在、面積や購入代金であって、これが公開されることによりおよそ当該事業者の正当な利益を害することは考えられないから非開示にするいかなる理由もない

（２）　実施機関の主張

ア　本件一部非開示決定の理由として、条例第５条第２号で規定する前段、後段を明記しなかったことは分かりづらい部分もあったのかもしれないが、今まで統一的に前段、後段を区別せず開示決定を行ってきた。

イ　今回交付した文書には、事業を営む個人の情報はなく、全て一般個人の情報であった。また、今まで一般個人と事業を営む個人で判断するのではなく、当該情報が個人のプライバシー等を侵害するおそれがあるか否かによって開示

非開示の判断を行ってきた。

ウ　不動産登記簿については、誰もが閲覧でき、その情報を知り得ることができることは承知しているが、当該土地の所在を明らかにすることにより、不動産登記簿によって取得者の情報が判明してしまい、個人の財産を保護することができないと判断したため、条例第５条第２号の規定に基づき、土地の所在、取得者の住所、氏名を非開示とした。

エ　当該情報は、法人の事業所得や事業用資産の情報であり、法人の利益を害するおそれがあったため、条例第５条第３号の規定に基づき非開示とした。また申立人は法人の情報を保護する法制度はないと主張しているが、この件に関しては条例の規定に該当するものと判断し非開示とした。

５　審査会の判断理由

（１）　本件公文書について

本件公文書は、平成１６年１１月１日から平成２３年度迄に随意契約により売却された公有財産の土地売買契約書等であり、取得者の氏名、住所、売却地の住所、地目、面積、単価、土地代金、契約日、譲渡しようとする理由等が記載されている。

（２）　条例第５条第２号の該当性について

条例の第５条では、「情報を開示しないことができる」場合についても規定している。そして同条第２号では、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を実施機関が非開示とすることができる情報として規定している。本号は、個人のプライバシーを最大限保護する規定である。したがって、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」であっても、個人のプライバシーや権利利益を侵害しないことが客観的に明らかなものは、本号には該当するものではないが、侵害するか否かについては、個々人によって判断が異なり得るものであり、画一的処理が困難であること、また、個人のプライバシーや権利利益は一度侵害されると当該個人に回復困難な損害を及ぼすこととなりかねないことから、権利利益等の保護に万全を期すためには、明らかに侵害するものはもとより、侵害するおそれのあるものについても本号に該当するものと思われる。

今回の実施機関が非開示とした部分は、売却先の住所、個人の氏名、住所、印影、売却地が特定できる部分であり一般個人のプライバシーに関する情報で

あり、個人の氏名、住所、印影はもとより、売却地の住所を開示することで、不動産登記簿により取得者の情報が明らかとなり、個人のプライバシーや権利利害を侵害するおそれがある。

したがって、本号に該当するものと判断する。

（３） 条例第５条第３号の該当性について

同条第３号では、法人に関する情報を保護するもので、「法人その他団体（国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」については実施機関が非開示とすることができる情報として規定している。本号は、法人等の当該事業活動の自由あるいは公正な競争秩序の維持は、それが正当なものである限り社会的に保障されなければならないという必要性から、公開することにより法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報については非開示とすることを規定している。

法人に関する情報についても個人に関する情報と同様に、明らかに当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報はもとより、害するおそれのあるものについても本号に該当するものと思われる。

今回実施機関が非開示とした部分は、法人への売却先の住所、法人の氏名、住所、印影であり、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報であり、個人に関する情報と同様に、法人等の氏名、住所、印影はもとより、売却地の住所を開示することで、不動産登記簿により取得者の情報が明らかとなり、法人等の事業所得や事業用資産が公となることで、権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

したがって、本号に該当するものと判断する。

６ 結論

よって、当審査会は、上記第２項記載のとおり、実施機関の決定は妥当であると判断した次第である。